

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律について (環境省 HP より)

動物愛護管理法の一部を改正する法律（法律第68号）は、平成17年6月22日に公布され、平成18年6月1日に施行されました。

改正の概要は以下のとおりです。

4. 動物を科学上の利用に供する場合の配慮（第41条）

動物を科学上の利用に供する場合に、「科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする」が加えられます。（現在は、「できる限りその動物に苦痛を与えない方法」と規定）

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

〔 昭和48年10月1日
法律第105号 〕

最終改正 平成17年6月22日

第5章 雑則

（動物を殺す場合の方法）

第40条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。

（動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等）

第41条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

3 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第2項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。